

福島市単純労務会計年度任用職員の給与に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年12月26日

福島市長 馬場雄基

福島市規則第 68 号

福島市単純労務会計年度任用職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

福島市単純労務会計年度任用職員の給与に関する規則（令和2年規則第19号）の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

（給料表に関する特例）

6 福島市技能労務職員の給与に関する規則の一部を改正する規則（令和7年規則第67号）の規定による改正後の技能労務給与規則第2条に規定する給料表の第3条への適用は、令和7年4月の給与分からとする。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（給与の内払）

2 この規則による改正後の福島市単純労務会計年度任用職員の給与に関する規則（以下「改正後の規則」という。）の規定を適用する場合においては、この規則による改正前の福島市単純労務会計年度任用職員の給与に関する規則の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規則の規定による給与の内払とみなす。